

整理番号	整 2021-3	指定年月日・指定番号	令和3年4月26日 指 - 184	所在地	名古屋市港区十一屋一丁目63番の一部	
調製・訂正年月日	令和3年4月26日					
形質変更時要届出区域の概況	工場				面積	20m ²
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨						
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由						
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨						
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和3年3月10日	鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		中外テクノス株式会社
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
名古屋市港区十一屋一丁目63番の一部（詳細は4のとおり）
- 2 試料の採取を行った日
 - (1) 土壌調査
令和2年11月11日～11月14日
 - (2) 深度調査結果（土壌含有量）
令和2年12月19日
 - (3) 地下水調査
平成21年2月5日
- 3 調査結果
 - (1) 土壌調査
表1のとおり
 - (2) 深度調査結果(土壌含有量)
表2のとおり
 - (3) 地下水調査
表3のとおり
- 4 形質変更時要届出区域及び試料採取位置図
図のとおり

表1 土壤調査

土壤溶出量

単位：mg/L

試料名	鉛及びその化合物	ほう素及びその化合物
A1(-1, -2, -3)	<	0.1
B2(-1, -2, -3, -4, -5)	<	<
B3(-4, -7)	<	<
B3-5	<	0.1
B3-5配管下	<	0.1
B3-5ピット下	<	<
B3-6	<	0.1
B3-6ピット下	<	<
B3-8	<	<
B3-8配管下	<	<
B3-8ピット下	<	0.1
B3-9	<	<
B4(-1盛土下, -5, -6)	<	<
B4-2	<	<
B4-2配管下	<	<
B4-3	<	<
B4-5配管下	<	<
C3(-5, -6, -8, -9)	<	<
C4(-1, -2盛土下, -3盛土下)	<	<
定量下限値	0.001	0.1
基準	0.01以下	1以下

備考) <は定量下限値未満を示す。

土壤含有量

単位：mg/kg

試料名	鉛及びその化合物	ほう素及びその化合物
A1(-1, -2, -3)	25	7
B2(-1, -2, -3, -4, -5)	25	<
B3(-4, -7)	16	<
B3-5	130	9
B3-5配管下	110	7
B3-5ピット下	140	<
B3-6	120	7
B3-6ピット下	5	<
B3-8	80	<
B3-8配管下	5	<
B3-8ピット下	44	8
B3-9	8	<
B4(-1盛土下, -5, -6)	140	<
B4-2	18	<
B4-2配管下	15	<
B4-3	11	<
B4-5配管下	440	<
C3(-5, -6, -8, -9)	31	<
C4(-1, -2盛土下, -3盛土下)	17	<
定量下限値	5	5
基準	150以下	4,000以下

備考) <は定量下限値未満を示す。

■は基準不適合を示す。

表2 深度調査結果(土壌含有量)

単位：mg/kg

試料名	鉛 及び その化合物
B4-5(2.0m)	8
B4-5(3.0m)	11
定量下限値	5
基準	150以下

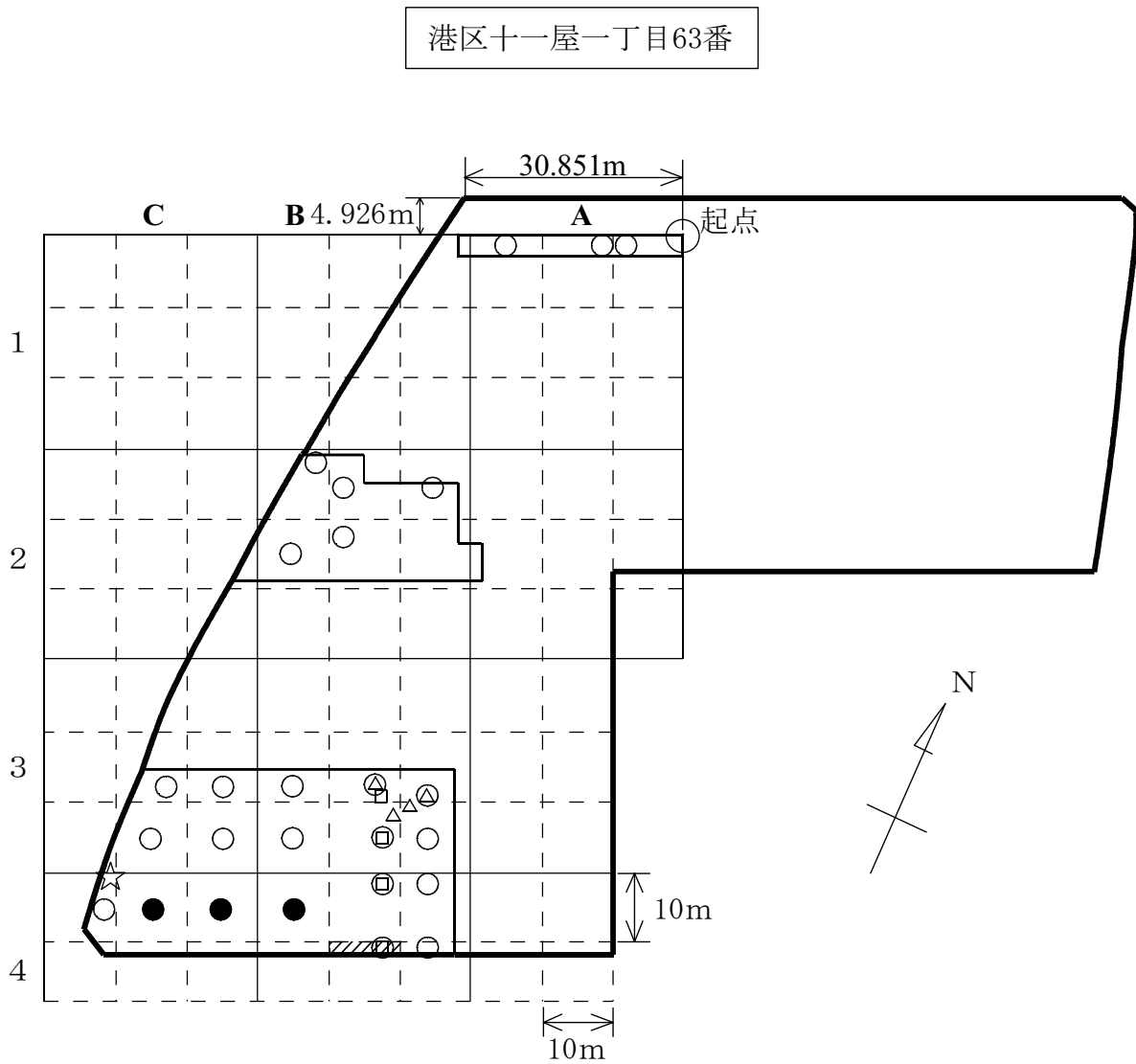
表3 地下水調査

単位：mg/L

調査項目	計量の結果	定量下限値	基準
四塩化炭素	<	0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<	0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<	0.002	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<	0.004	0.04以下
1,3-ジクロロプロパン	<	0.0002	0.002以下
ジクロロメタン	<	0.002	0.02以下
テトラクロロエチレン	<	0.001	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン	<	0.1	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<	0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	<	0.003	0.03以下
ベンゼン	<	0.001	0.01以下
カドミウム及びその化合物	<	0.001	0.01以下
六価クロム化合物	<	0.005	0.05以下
シアン化合物	<	0.1	検出されないこと
水銀及びその化合物	<	0.0005	0.0005以下
セレン及びその化合物	<	0.001	0.01以下
鉛及びその化合物	<	0.001	0.01以下
砒素及びその化合物	<	0.001	0.01以下
ふっ素及びその化合物	0.32	0.08	0.8以下
ほう素及びその化合物	0.1	0.1	1以下
有機リン化合物	<	0.1	検出されないこと
PCB	<	0.0005	検出されないこと
チウラム	<	0.0006	0.006以下
シマジン	<	0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	<	0.002	0.02以下

備考) <は定量下限値未満を示す。

図 形質変更時要届出区域及び試料採取位置図



凡例

: 調査対象地

: 形質変更時要届出区域 (鉛及びその化合物 (土壌含有量基準不適合))

○ : 土壌調査地点 (表層)

● : 土壌調査地点 (盛土下)

□ : 土壌調査地点 (配管下)

△ : 土壌調査地点 (ピット下)

☆ : 地下水調査地点

	A			
	1	2	3	地点名:A1-3
1	4	5	6	
	7	8	9	

単位区画凡例